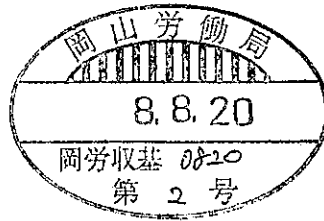


第523回岡山地方最低賃金審議会資料一覧

資 料 目 次

- 1 異議申出書 資料No. 1
 - (1) 岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書
(岡山県労働組合会議)
 - (2) 2026年度岡山県最低賃金の改正決定に対する異議申出
(岡山県医療労働組合連合会)
 - (3) 岡山地方最低賃金審議会が行った改正決定に対する異議申出書
(岡山県労働組合岡山地域会議)
 - (4) 岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議の申出
(岡山県高等学校教職員組合)
 - (5) 岡山地方最低賃金審議会がおこなった改定決定に対する異議申出書
(生協労組おかやま)
 - (6) 岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書
(生協関連・一般労働組合)
 - (7) 「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書
(労働組合岡山マスカットユニオン)
- 2 令和8年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 資料No. 2

岡山労働局長
森實 久美子 様



2026 年 8 月 20 日
岡山県労働組合会議
議長 山本 泉

岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、2026 年 8 月 6 日に岡山地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

1. 異議の内容

今回の答申は 57 円引き上げ 1,104 円とするというものですが、物価高騰による労働者の生活実態を考慮すると不十分であるため、審議をやり直し、生計費原則に基づき今すぐ時間額 1,500 円、速やかに時間額 1,800 円を実現してください。

2. 異議の理由

(1) 57 円の引き上げでは不十分です

今回の引き上げ額は前年の引き上げ額 65 円を 8 円下回っており、物価高騰にも追いついてません。この金額で 1 ヶ月フルタイム労働（173.8 時間労働）した場合、月額約 19 万 1 千円、年収 230 万円であり、ワーキング・プア水準はクリアしていますが、結婚の壁とされる年収 300 万円とは大きく離れています。少子高齢化、労働力不足が大きな社会問題となっていますが、今回の答申からはその問題を解決しようとする意思が感じられません。

岡山県労働組合会議が、2025 年 1 月時点を実施した、第 2 回最低生計費試算調査の結果、岡山で 20 代単身者が生活するためには、月額 27 万円以上、時間額 1,800 円以上（150 時間労働）必要であり、173.8 時間労働で換算すると、時間額は 1,500 円以上必要という結果になります。

今回の最賃改定額と比較すると、396 円もの差があります。最低生計費試算調査は、コロナ禍、ウクライナ戦争、物価高騰という経済状況の変化を考慮したものであり、持ち物調査、市場価格調査なども実施しています。そのため労働者の生活実態に即した結果となっています。

労働者の生計費を原則とするなら、少なくとも 1,500 円以上の改定を行うべきであると考えます。

	岡山市男性	岡山市女性
消費支出	196,114円	200,199円
食費	46,612円	39,610円
住居費	41,667円	41,667円
光熱・水道	8,269円	13,065円
家具・家事用品	4,867円	5,201円
被服・履物	7,171円	8,189円
保健医療費	1,136円	2,441円
交通・通信	33,077円	33,077円
教養娯楽	28,417円	28,510円
美容費	4,169円	7,316円
身の回り用品	879円	1,273円
その他	19,850円	19,850円
非消費支出	57,535円	57,535円
予備費	19,600円	20,000円
最低生計費	税等抜き月額	215,714円
	税等込み月額	273,249円
	税等込み年額	3,278,988円
必要最低賃金額 (173.8 時間換算)		1,572円
必要最低賃金額 (150 時間換算)		1,852円

(2) 適正な賃金が保障できる価格設定を可能にする仕組みづくり岡山県ならびに各市町村に求めてください

2026 年春闘では、中小企業での賃上げ率が 4.6%、大企業の賃上げ率は 5%以上という結果になりました。また、収益率を比較すると、大企業の売上高経常利益率が 10%超の水準を維持する一方で、中小企業は 5%弱にとどまっています。中小企業と大企業の間には明確な格差が生じています。その要因は取引価格の適正化（価格転嫁）が進んでいないことです。岡山県内の企業の 99.8%は中小企業であり、労働者の 82.5%が中小企業で働いています。

県内の中小企業は、深刻な人手不足や若手人材の定着難、価格転嫁の困難さといった課題に直面しています。政府は中小企業支援として「施策パッケージ案」をまとめていますが、生産性向上、効率化、省力化（人員削減）を主としており、中小企業・小規模事業者の問題解決とはズレがあります。社会保険料（事業主負担）減免や、いくつかの自治体を実施している賃金引き上げ分の直接補助を実施すべきであると考えます。

国と比較すると地元企業とより近い関係性があるのは地方自治体です。地方自治体であれば地元企業の実態も詳細まで把握していることと考えられます。そのため、政府主導の支援政策を活用しながら、地方自治体独自の方針に基づいた支援策を行うことで、地場の中小企業が求めていることにより近い支援策を実施することが可能です。

3. 審議会の運営改善について

昨年から審議会の運営については大きな改善がされていることに敬意を表します。

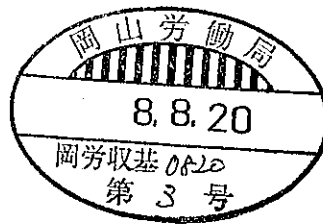
昨年は三者協議であれば専門部会であっても審議が公開されるようになり、今年からは傍聴者に対しても、当日の議事次第、諮問文が資料として配付されるようになりました。そして、審議会資料は配付された資料にある二次元コードを読み取ることで PDF のダウンロードが可能となり、その場での閲覧が可能になりました。また、これまで県労会議が提出していた要請文は配付資料として回覧されるだけでしたが、委員一人ひとりに配付されるように改善されています。

すべての人に開かれた場所として最低賃金審議会が機能していくように益々の改善をお願いします。

以 上

2026 年 8 月 19 日

岡山労働局長
森實 久美子 様



岡山県医療労働組合連合会
執行委員長 西崎 克江
岡山市北区下伊福西町 1-53
電話番号 086-255-1140

2026 年度岡山県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8 月 6 日、岡山地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を 57 円引き上げ、1,104 円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、急激な物価高騰への対応、世界情勢の不安定さから資材不足を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から 2024 年度から賃上げ支援策を実施し、2025 年度には補正予算内で処遇改善策、2026 年度には 30 年ぶりの水準となる診療報酬の引き上げと処遇改善のための介護報酬・障害福祉等報酬の臨時改定を行いました。すべてのケア労働者の大幅賃上げにはつながっていません。それどころか、他産業では 3 期連続で 5% 台の賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは追い付かず、全産業平均賃金との格差が拡大しています。とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者においては、十分な補償制度もなく、物価高の影響が日々の暮らしを直撃しています。こうした情勢の下で、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。

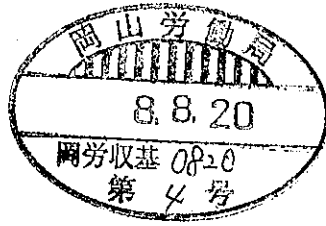
つきましては、今年度の岡山県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 岡山県労会議で取り組んだ「最低生計費試算調査」の結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、時給 1800 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」は困難になっています。
2. 医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申はこのまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1800 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以 上

労働局長
森實 久美子 様



2026 年 8 月 20 日
岡山県労働組合岡山地域会議
事務局長 石村 啓子

岡山地方最低賃金審議会が行った改正決定に対する異議申出書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、2026 年 8 月 6 日に岡山地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

1. 異議の内容

今回の答申は、労働者の生活実態とはかけ離れ、多くの女性を含む最賃近傍で働く人たちが自立して健康で文化的な生活を送るには不十分であるため、審議をやり直し、生計費原則に基づき直ちに時間額 1,500 円にし、速やかに 1,800 円を実現するための展望を示してください。また、そのための環境整備を行ってください。

2. 異議の理由

(1) 57 円の引き上げでは足りません

今回の引き上げ額は前年の引き上げ額 65 円を 8 円下回っており、物価高騰にも追いついていません。意見陳述で述べたとおり、現状の「物価は昨年に比べ緩やかな上昇」という分析は、決して物価上昇がおちついているわけではなく「激しい高騰ぶりを保ったまま、さらに緩やかに上昇している」ということに他なりません。であれば、引き上げ額が昨年を下回ること自体がそもそも現状から乖離していると言えます。

あらためて、生計費原則に基づいた時間額 1,800 円を目指して、まずはすみやかに 1,500 円を実現することを求めます。

(2) 適正な賃金が保障できる価格設定を可能にするしくみづくりを独自に行い、岡山県にも求めてください

最賃を大幅に引き上げることへの共通の懸念材料として、中小企業の負担の大きさがあることが明らかになっています。厳しい条件付きや対象範囲の狭い内容、また煩雑な手続きのもとでは、中小企業は公的支援を利用することが難しいのではないのでしょうか。直接的支援も含め、中小企業の状況やニーズに沿った支援内容を確立し、県にもそれを求めて下さい。

3. 審議会の運営改善について

昨年からの審議会の運営が改善されていることについて、わたし達の声が少しずつ届いていることがわかり、安心しています。わたし達は、労働者の代表として実態や声を集めて傍聴に参加し、その内容について報告を行っています。多くの労働者が必要としている情報について、適切かつ充分に開示され、納得感のある会議運営や決定となるよう、討議内容の公開や、委員の女性比率の向上など引き続き改善をお願いします。

以 上

2026年8月19日

岡山労働局長
森實 久美子 様



岡山県高等学校教職員組合
執行委員長 村田 秀石

岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議の申出

岡山地方最低賃金審議会は8月6日、岡山県最低賃金を57円引き上げて、1時間1,104円に改正決定するよう答申しました。中央最低賃金審議会が示した引上げ額の目安である56円を1円上回る引上げ額ですが、私たちが求めた1,800円とは大きな開きがあります。

また、隣県の兵庫県1,172円(56円引上げ)、広島県1,141円(56円引上げ)と比較して、わずかに格差が縮小しますが、このままのペースでは広島県に追いつくの何十年もかかることになり、改めて全国一律最低賃金制度が求められます。

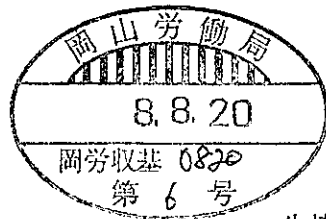
なお、効力発生の日については「法定どおり」とされ、10月2日からの発効が予定されていますが、労働者の生計費及び賃金については6月までのデータをもとに審議が行われており、できるだけ早期の発効が求められます。

つきましては、次のとおり最低賃金審議会に再審議を求めるようお願いします。

記

- 1 最低賃金を時間額1,800円以上に引き上げることを目指し、少なくとも隣県との格差を縮小させるような大幅な引き上げについて調査審議してください。
- 2 全国一律最低賃金制度の必要性について調査審議してください。

岡山労働局長
森實 久美子 様



2026 年 8 月 20 日

生協労組おかやま 定時職員部会部会長 伊藤 房子

岡山地方最低賃金審議会がおこなった改定決定に対する異議申出書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、2026 年 8 月 6 日に岡山地方最賃審議会から貴職に答申された最低賃金の改定答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

1. 異議の内容

今回の答申は、審議の経過と内容及び結果に重大な疑義があり、到底認められません。本審議会並びに専門部会に差し戻し、改めて岡山地方最低賃金審議会の独自性を発揮した審議を求めます。

2. 異議の理由

今回目安額に対して+1 円の 57 円が示されたことは、大きく評価できます。しかしながら、労働者の生計費という視点で考えた時、57 円の引き上げはあまりに不十分であると言わざるを得ません。

総務省によると 2020 年と比較して物価は 13.6%上昇しています。特に食料品は 28.6%の上昇率で、家計を直撃し、労働者の生活はますます厳しいものになっています。物価上昇率は緩やかに後退しているとはいえ、近年の物価高騰で人間らしいまともな生活ができる状況ではありません。

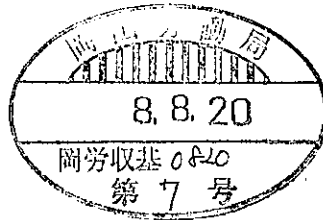
全労連が 7 月に公表した最低生計費試算調査の結果では、20 代単身者が普通に一人で生活するためにひと月に必要な金額は、どの地域であっても約 28 万円が必要だという事がわかりました。28 万円を賃金収入で得ようとする、時給換算で約 1,600 円（中央最低賃金審議会 で用いる労働時間＝月 173.8 時間で除した場合）が必要です。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月 150 労働時間）すれば、時給換算で約 1,800 円となります。地域別最低賃金が確立されて 50 年が経ち、私たちの生活は大きく変化しました。今では地域別最低賃金制度が格差を生み、労働者の足かせとなっています。一刻も早く全国一律最低賃金制度の確立が必要だと考えます。

日本政策投資銀行岡山事務所などの分析によると、岡山県の人口流出は若年層に偏っており、特に 20 歳から 24 歳の女性の転出超過率が 2010 年の 0.86%から 2.91%へと約 3 倍に跳ね上がっています。岡山県には魅力的な企業が多くあるにもかかわらず、賃金水準の高さから都市部を選択する若者が多くいるのが現状です。若年層の県外流出を防ぎ、岡山県で家庭を築き、子どもを産み育てる環境を整えることが、岡山県の将来の展望を見据えることだと思います。

魅力ある労働環境を整えることと最低賃金を引き上げることは切っても切り離せません。昨年よりも後退した答申では労働者の働き意欲をそぐことにしかありません。最低賃金が少しでも都市部に近づくよう、審議のやり直しを求めます。

以上

岡山労働局長
森實 久美子 様



2026 年 8 月 20 日
生協関連・一般労働組合
書記長 戸田 将隆

岡山地方最低賃金審議会がおこなった改正決定に対する異議申出書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、2025 年 8 月 6 日に岡山地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正答申に関して、以下の通り異議申出を行います。

1. 異議の内容

近年の物価高騰は暮らしを直撃し、今回の答申額では健康で文化的な生活は極めて困難です。また、大都市圏との最賃格差は人口流出を招き、深刻な労働力不足に繋がっています。生活の安定と地域経済の発展に向けて、答申額の大幅な引き上げと再審査を強く求めます。

2. 異議の理由

生活必需品の値上がりが家計を苦しめています。収入の多くを生活費に充てざるを得ない低所得者層ほどその負担は深刻です。岡山県労働組合会議が 2025 年に実施した第 2 回最低生計費試算調査では、月額 27 万円以上が必要という結果が示されています。これは、月 150 時間労働で時給 1800 円以上、月 173.8 時間労働で時給 1500 円以上という計算になります。今回の答申額とは大きな隔たりがあり、全く不十分で、食費や光熱費を切り詰めてもなお、暮らしを維持することは困難です。

さらに、同じような職種であっても県境を越えれば時給に差が生まれる現状では、労働力がより高い賃金を求めて大都市圏へと移動してしまい、地元企業が深刻な人手不足に陥ります。地域経済は衰退し、最悪の悪循環を招きます。

最賃は、労働者が自立した生活を送るためのセーフティネットであるべきです。生活実態と雇用維持の視点に立って、答申額の大幅引き上げと再審査を切望します。

「岡山県最低賃金」の改正に関する異議申立書



岡山市北区岩田町 6-11

労働組合 岡山マスカットユニオン

執行委員長 清水久美子

090-4693-4984（書記長・木村）

2026 年 8 月 6 日、岡山地方最低賃金審議会は、7 月 28 日の中央最低賃金審議会の答申である「時給 56 円引き上げ」と殆ど同じ額の「57 円引き上げ」の答申を提出しました（1,047 円⇒1,104 円）。中央最低賃金審議会の答申より 1 円上回っているとはいえ、昨今の生活必需品の値上げラッシュの中では実質的に引き下げです。

そもそも、現在の最低賃金の水準では、労働者は生活できません。そのうえに、ウクライナ戦争の開戦以降、食糧、エネルギーなどの価格は急激に高騰を続け、さらにイラン侵略戦争によってもたらされた生活必需品の大幅な値上げは、労働者の生活を確実に脅かしています。最低賃金を大幅に引き上げる措置がただちに必要です。

最低賃金の決定は、低賃金の労働者を主体とした大衆的な議論によるべきものです。

私たちは、あらためて「最低賃金時給 2,000 円以上」を要求し、岡山労働局長に対して、以下のとおり異議を申し立てます。

- 1、早急に最低賃金時給 2,000 円以上とすること。税および社会保険料などの公課を控除してもなお 1,800 円以上となるように求める。
- 2、最低賃金審議会で為された議論については、専門部会も含めた全審議の全面公開、公聴会の開催、議事録の全面公開など、開かれた運営方法に改める措置を早急に実現すること。
- 3、「ワーキングプア」とよばれる層の労働者と関わる機会が比較的多い合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に 2 人以上選任・補任する措置を早急に実現すること。
- 4、各地方最低賃金審議会の開催の事実、予定および、意見書提出、意見陳述、傍聴、異議申立書提出の機会などを、地方新聞も含む新聞、マスコミに広告を出すこと等により、広く市民に広報すること。
- 5、最低賃金の遵守を徹底させるために、事業所の全数調査を、労働組合との協力のもとで実施すること。
- 6、できるだけ早く、最低賃金の水準維持を目的とした助成金制度等の創設および物価スライド制導入と一体で、全国全産業一律の新しい最低賃金制を確立するように、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。

以上

令和8年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

(Aランクの目安額54円)(B・Cランクの目安額56円)

R8.8.21時点

目安 ランク	都道府県名	引上げ額	目安との差額	答申された 改定予定額	改定前額	発効予定日
B	北海道	56	＋ 0	1,131	1,075	令和8年10月1日
C	青 森				1,029	
C	岩 手				1,031	
B	宮 城	60	＋ 4	1,098	1,038	令和8年10月1日
C	秋 田	59	＋ 3	1,090	1,031	令和8年10月14日
C	山 形				1,032	
B	福 島	61	＋ 5	1,094	1,033	令和8年10月16日
B	茨 城				1,074	
B	栃 木	57	＋ 1	1,125	1,068	令和8年10月1日
B	群 馬	57	＋ 1	1,120	1,063	令和8年10月3日
A	埼 玉	55	＋ 1	1,196	1,141	令和8年10月1日
A	千 葉	55	＋ 1	1,195	1,140	令和8年10月1日
A	東 京	54	＋ 0	1,280	1,226	令和8年10月1日
A	神奈川	54	＋ 0	1,279	1,225	令和8年10月1日
B	新 潟	58	＋ 2	1,108	1,050	令和8年10月1日
B	富 山	57	＋ 1	1,119	1,062	令和8年10月1日
B	石 川	59	＋ 3	1,113	1,054	令和8年10月3日
B	福 井	59	＋ 3	1,112	1,053	令和8年10月4日
B	山 梨				1,052	
B	長 野	56	＋ 0	1,117	1,061	令和8年10月2日
B	岐 阜	56	＋ 0	1,121	1,065	令和8年10月1日
B	静 岡	57	＋ 1	1,154	1,097	令和8年10月15日
A	愛 知	55	＋ 1	1,195	1,140	令和8年10月1日
B	三 重	56	＋ 0	1,143	1,087	令和8年10月1日
B	滋 賀	56	＋ 0	1,136	1,080	令和8年10月3日
B	京 都	58	＋ 2	1,180	1,122	令和8年11月16日
A	大 阪	54	＋ 0	1,231	1,177	令和8年10月1日
B	兵 庫	56	＋ 0	1,172	1,116	令和8年10月1日
B	奈 良	56	＋ 0	1,107	1,051	令和8年10月4日
B	和歌山	56	＋ 0	1,101	1,045	令和8年10月3日
C	鳥 取	60	＋ 4	1,090	1,030	令和8年10月3日
B	島 根	59	＋ 3	1,092	1,033	令和8年10月10日
B	岡 山	57	＋ 1	1,104	1,047	令和8年10月2日
B	広 島	56	＋ 0	1,141	1,085	令和8年10月11日
B	山 口	58	＋ 2	1,101	1,043	令和8年10月8日
B	徳 島				1,046	
B	香 川	56	＋ 0	1,092	1,036	令和8年10月1日
B	愛 媛	60	＋ 4	1,093	1,033	令和8年11月1日
C	高 知				1,023	
B	福 岡	57	＋ 1	1,114	1,057	令和8年10月4日
C	佐 賀				1,030	
C	長 崎				1,031	
C	熊 本				1,034	
C	大 分				1,035	
C	宮 崎				1,023	
C	鹿児島				1,026	
C	沖 縄				1,023	
全国加重平均額						